

高知市有料老人ホーム立入検査実施要領を次のように定める。

平成25年4月1日

高知市長 岡崎 誠也

高知市有料老人ホーム立入検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第13項及び高知市有料老人ホーム設置運営指導要綱（平成25年4月1日施行）第11条の規定に基づき実施する有料老人ホームに対する立入検査に関し、必要な事項を定める。

(立入検査の目的)

第2条 立入検査は、法及び高知市有料老人ホーム設置運営指導指針（平成25年4月1日施行）等の規定に照らし、是正又は改善を要すると認められる事項について、必要な助言、指導、命令を行うことにより有料老人ホームの適正な運営及び入居者の保護を図ることを目的とする。

(立入検査の対象等)

第3条 立入検査の対象とする施設は、高知市内に所在する法第29条第1項に規定する有料老人ホームとする。ただし、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けた有料老人ホームの立入検査については、別に定めるところにより実施する。

(検査事項)

第4条 立入検査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 基本的事項に関する事項
- (2) 設置主体に関する事項
- (3) 立地条件に関する事項
- (4) 規模及び構造設備に関する事項
- (5) 職員の配置等に関する事項
- (6) 施設の管理・運営に関する事項
- (7) サービスに関する事項
- (8) 事業収支計画に関する事項
- (9) 利用料等に関する事項
- (10) 契約内容等に関する事項
- (11) 情報開示に関する事項
- (12) 衛生管理等に関する事項
- (13) 届出に関する事項
- (14) 前回の立入検査に基づく是正又は改善状況
- (15) その他必要と認められる事項

(立入検査の区分等)

第5条 立入検査は、一般検査と随時検査に区分して次のとおり実施する。

- (1) 一般検査は、次条に基づき策定された実施計画に従い、定期的かつ計画的に実施するものとする。
- (2) 随時検査は、問題点を有する施設を対象として必要に応じて実施するものとする。

(実施計画)

第6条 高齢者支援課長は、毎年度当初、立入検査の実施方針、検査項目、実施方法等を定めた有料老人ホーム立入検査実施計画（様式第1号。以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

2 実施計画は、国の指導方針及び前年度の検査結果等を勘案して策定するものとする。

(立入検査体制)

第7条 立入検査は、本市の職員2名以上の体制で実施するものとし、うち1人は原則として係長相当職以上の

者とする。

2 検査職員は、立入検査を行うに当たっては、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第5条の2に規定する身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（立入検査の実施方法）

第8条 立入検査は、原則として施設等に出向いて行う実地調査の方法により実施するものとする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。

（立入検査の実施通知）

第9条 福祉事務所長（高知市福祉事務所設置条例（昭和26年条例第56号）により設置された高知市福祉事務所の長をいう。以下同じ。）は、立入検査の実施に当たり、あらかじめ当該立入検査の対象となる施設の設置者若しくは管理者（以下「設置者等」という。）に対して、立入検査の対象となる事項、実施日、立入検査担当職員の氏名その他必要事項を有料老人ホーム立入検査実施通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、緊急を要するとき、又は立入検査の目的によっては、この限りでない。

（立入検査の準備資料）

第10条 福祉事務所長は、一般検査を行うに当たり、立入検査の対象となる施設の設置者等から、所定の検査調査書に関係書類を添えて提出させるものとする。

（講評）

第11条 立入検査担当職員は、実地調査の終了後、施設の設置者等並びに関係職員の出席を求め、講評並びに必要な助言及び指示を行うものとする。

（立入検査の報告）

第12条 立入検査担当職員は、立入検査の終了後速やかに立入検査について報告書を作成し、これに立入検査担当職員の所見並びに施設側の意見等を付して所属長及び関係部署に報告しなければならない。

（立入検査結果の通知等）

第13条 立入検査の結果、是正又は改善を要する事項については、当該事項及び当該事項に対する是正又は改善方法を有料老人ホーム立入検査結果通知書（様式第3号）により施設の設置者等に通知するものとする。

2 前項の是正又は改善を要する事項のうち、特に重要な事項については、期限を付して有料老人ホーム立入検査結果に対する措置状況報告書（様式第4号）の提出を求めるとともに、措置状況の確認を行うものとする。

（立入検査台帳）

第14条 福祉事務所長は、立入検査結果及び立入検査結果に対する措置状況等を把握し、効果的な助言及び指導等を行うため、有料老人ホーム立入検査管理台帳（様式第5号）を整備するものとする。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか、立入検査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月22日から施行し、平成27年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年5月14日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、第10条に規定する様式第3号の改正規定は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和6年9月17日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正前の高知市有料老人ホーム立入検査実施要領の規定に基づく様式は、この要領による改正後の高知市有料老人ホーム立入検査実施要領の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお、修正して使用することができる。

高齢第 号
年 月 日

（設置者等） 様

高知市福祉事務所長

有料老人ホーム立入検査実施通知書

老人福祉法第 29 条第 13 項の規定に基づき，貴事業所に対する立入検査を下記のとおり実施しますので，事前提出書類の提出並びに関係職員の出席について御協力をお願いいたします。

記

- 1 立入検査実施日 年 月 日 時から
- 2 検査対象施設
- 3 検査担当職員
- 4 事前提出書類
- 5 事前提出書類の提出期限
- 6 当日準備する書類
- 7 その他

様式第3号（第13条関係）

高齢第 号
年 月 日

（設置者等） 様

高知市福祉事務所長

有料老人ホーム立入検査結果通知書

老人福祉法第29条第13項の規定に基づき実施した貴事業所に対する立入検査の結果、（別紙のとおり是正又は改善を要する事項が認められるので、当該事項に対し措置を講じるとともに、その結果を 年 月 日までに様式第4号により報告してください。なお、報告期限までに措置が完了していない事項については、一旦その旨を報告の上、後日、措置完了後に再度報告（様式不問）してください。）（概ね適正に運営されていると認められます。なお、当日の口頭指導の内容については別紙のとおりですので、速やかに改善するとともに、今後とも入居者の処遇向上に努めてください。）

様式第4号（第13条関係）

年 月 日

高知市福祉事務所長 様

（設置者等）

有料老人ホーム立入検査結果に対する措置状況報告書

年 月 日付け 高齢第 号により通知のありました是正又は改善を要する事項
に対する措置状況について、別紙のとおり報告します。

立入検査結果に対する措置状況

事業所名：

設置主体：

立入検査実施日：

是正又は改善を要する事項	措置状況

